

	改 正 案	現 行
	（所掌事務）	（所掌事務）
第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	
一～十六 （略）	一～十六 （略）	
十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。	十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。	
十八～三十七 （略）	十八～三十七 （略）	
三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。	三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。	
三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。	三十九 販売の用に供する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること。	
四十～百十一 （略）	四十～百十一 （略）	
2 （略）	2 （略）	
（地方厚生局）	（地方厚生局）	
第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第	第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第	

四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十

九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十

八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第八

七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十

七号から第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（健康保

険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号

（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に

関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広

域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事

務に係る部分に限る。）、第一百号、第一百号の二、第一百四号及び第一百十一

号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平

成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定

により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属させられた事務につい
ては、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（地方厚生支局）

第十九条 地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、
地方厚生支局を置く。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁及び消費者委員
会設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局

四号、第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号、第十

九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号（第二十

八条に定める事務に係る部分を除く。）、第七十五号、第七十七号、第八

七十九号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十

七号から第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号（健康保

険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号

（国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に

関する事務に係る部分に限る。）、第九十六号の二（後期高齢者医療広

域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事

務に係る部分に限る。）、第一百号、第一百号の二、第一百四号及び第一百十一

号に掲げる事務を分掌する。

（地方厚生支局）

第十九条 地方厚生局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、
地方厚生支局を置く。

2 地方厚生局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

に属させられた事務をつかさどる。

3| 地方厚生支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4| 地方厚生支局の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

5| 前条第一項の規定は、第二項に規定する地方厚生支局に属させられた事務について準用する。

3| 2| 地方厚生支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
地方厚生支局の所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

改 正 案

現 行

（医薬食品局の所掌事務）

第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・六 (略)

十七～二十二 (略)

二十三～二十九 第十五号から第一十一号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関する限り）。

2 食品安全部は、前項第十五号から第二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

（基準審査課の所掌事務）

第五十七条 基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三・四 (略)

（医薬食品局の所掌事務）

第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・六 (略)

十七～二十三 (略)

二十四～二十九 第十五号から第一十一号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関する限り）。

2 食品安全部は、前項第十五号から第二十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（基準審査課の所掌事務）

第五十七条 基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三～五 健康増進法に規定する特別用途表示及び栄養表示基準に関すること。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

② (略)

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

② (略)

第二十一条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品添加物公定書を作成し、第十一条第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第十九条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載する規格を収載するものとする。

第二十二条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

② (略)

第二十二条 厚生労働大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

② (略)

③厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

③厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二十四条 (略)

②・③ (略)

④都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令を定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

・内閣府令で定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

告しなければならない。

⑤都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

ならない。

第二十八条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で取去させることができる。

②・③ (略)

④厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により收去した食品り收去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託検査機関に委託することができる。

第二十四条 (略)

②・③ (略)

④都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令を定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

⑤都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

第二十八条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるとき

は、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で取去させることができる。

②・③ (略)

④厚生労働大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により收去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に關

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に關

する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

る。

②都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない

する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

②都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

③内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は広告に係る監視指導を行わせるものとする。

④厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

⑤前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

③厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

④前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十六条若しくは第十八条第二項の規定による禁止に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

②内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十条の規定に違反した

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定による禁止に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ぜることができる。

第六十二条 第六条、第八条、第十条、第十一第一条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

②・③ (略)

第六十三条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく处分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害を明らかにするよう努めるものとする。

第六十四条 厚生労働大臣は、第六条第一号ただし書（第六十二条第一項

第六十二条 第六条、第八条、第十条、第十一第一条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

②・③ (略)

第六十三条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく处分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害を明らかにするよう努めるものとする。

第六十四条 厚生労働大臣は、第六条第一号ただし書（第六十二条第一項

及び第二項において準用する場合を含む。) に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとするとき、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一條第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第五十条第一項に規定する基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

②・③ (略)

④第一項及び前項の規定は、内閣総理大臣が第十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準

及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとするとき、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十一条第一項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、第十一條第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十八条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する輸入食品監視指導計画を定めようとするとき、第十九条第一項に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第二十二條第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第二十三條第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又是第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき、第二十二條第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき、第二十三條第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、若しくは変更しようとするとき、又是第五十条第一項の規定により基準を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

②・③ (略)

を定めようとするとき、並びに厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指針を定め、又は変更しようとするときについて準用する。

第六十五条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策に、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

第六十五条の二 第六十四条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

②内閣総理大臣は、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

③厚生労働大臣は、第十一條第一項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する基準又は規格を定めたときその他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めることを求めることができる。

第六十五条の二 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互

第六十五条 厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

の密接な連携の確保に努めるものとする。

第六十八条 この法律の規定により地方公共団体（都道府県を除く。）の長が行う処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣（第五十四条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係るものにあつては、内閣総理大臣）に對して再審査請求をすることができる。

第六十九条 第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

② 第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場

第六十九条 第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付隨する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

② 第二十八条第一項、第三十条第二項、第五十四条、第五十八条（第六

合を含む。)、第三十条第二項(第五十一条に規定する営業(飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。)の許可に付隨する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第五十八条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)及び第五十九条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第七十条 (略)

② (略)

③内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十四条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣若しくは都道府県知事(第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長。以下この号において同じ。)の命令若しくは第五十四条第二項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による内閣

第十二条第一項において準用する場合を含む。)及び第五十九条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第七十条 (略)

② (略)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十四条の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事(第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長)の命令に従わない営業者(第六十二条第三項に規定する食品を供与する者を含む。)又は第五十五条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反して営業を行つた者

總理大臣若しくは都道府県知事の命令に従わない営業者（第六十二条第三項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第五十五条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して営業を行つた者

② (略)

第七十三条 次の各号のいづれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して営業を行つた者

第七十三条 次の各号のいづれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業者（同項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第五十六条の規定による処分に違反して営業を行つた者

第七十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項の規定による当該職員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三・四
(略)

三・四
(略)

改 正 案

現 行

食品衛生法（以下法という。）第五十七条の規定による国庫補助は、都道府県の支弁する費用のうち、厚生労働大臣及び内閣総理大臣（第三号及び第五号に掲げる費用については、厚生労働大臣）の定める基準により、び次に掲げる費用の支出精算額に対してこれを行う。

一 法第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用については、運搬用具費及び人夫費

二 法第三十条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用については、俸給、その他の給与、旅費及び事務費

三 （略）

四 法第五十四条（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用については、運搬用具費及び人夫費

五・六 （略）

食品衛生法（以下法という。）第五十七条の規定による国庫補助は、都道府県の支弁する費用のうち、厚生労働大臣の定める基準により、次に掲げる費用の支出精算額に対してこれを行う。

一 法第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による収去に要する費用については、運搬用具費及び人夫費

二 法第三十条第一項（法第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の設置に要する費用については、俸給、その他の給与、旅費及び事務費

三 （略）

四 法第五十四条（法第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄に要する費用については、運搬用具費及び人夫費

五・六 （略）

改 正 案

現 行

（法第六十九条第一項及び第二項の営業）

第三十九条 法第六十九条第一項及び第二項の政令で定める営業は、第三十五
条第一号、第二号、第十号、第十二号、第十四号及び第二十二号に掲げる営業と
する。

（法第六十九条第一項の営業）

第三十九条 法第六十九条第一項の政令で定める営業は、第三十五条第一
号、第二号、第十号、第十二号、第十四号及び第二十二号に掲げる営業
とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第四十条 法第七十条第三項の政令で定める権限は、法第十九条第一項（
法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二
第二項及び第三項並びに第六十八条の規定による権限とする。

（新設）

第四十条 （略）

第四十一条 （略）

第四十一条 （略）

第四十二条 （略）